

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送り続けられるよう、本町では、介護保険所管課が地域包括支援センターと連携し、高齢者や高齢者を抱えた家族等の生活を支援しています。

地域包括支援センターでは、医療・介護・保健等の他職種の連携による相談支援体制を強化し、地域ケア会議の開催や生活支援体制整備事業、その他、地域包括ケアに係る様々な施策について、地域の関係者と連携しながら取り組んでいます。

生活習慣病の改善により将来に向け、健康寿命の延伸が図れるよう、本計画では国保及び後期高齢者の課題について、一体的実施の観点を踏まえながら分析を行い、対象者に対する保健事業について、介護保険や健康増進所管課と連携しながら取り組んでいきます。